

医療情報取得加算について

当クリニックでは、マイナンバーカードでのオンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行います。

上記の体制より、令和6年6月1日以降、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として、以下の点数を算定します。

初診時	1点
再診時(3月に1回に限り算定)	1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。